

○中部大学競争的研究費等に係る内部監査委員会規程

2015年2月18日制定

(目的)

第1条 この規程は、中部大学（以下「本学」という。）における競争的研究費等の内部監査の実施に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 本学における競争的研究費等の内部監査の実施のため、学長の下に、中部大学競争的研究費等に係る内部監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、大学事務局長及び外部有識者を含む学長が指名する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した委員がその職務を代理する。

(定足数及び議決数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(監査の区分)

第7条 監査区分は、毎年度定期的に実施する定期監査と、必要に応じ臨時に実施する臨時監査とする。

(監査の実施)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項について確認・検証し監査する。

(1) 競争的研究費等の適正な管理のため、大学全体の視点からのモニタリング及び監査制度の整備に関する事項

(2) 競争的研究費等の執行状況（物品の発注・検収業務、出張時の宿泊等の事実確認等）の適正な運用及び管理の実施状況に関する事項

- (3) 競争的研究費等の学内ルールの改善、検証に関する事項
 - (4) 競争的研究費等の不正防止計画の進捗管理及び抜き打ち検査等を含めたリスクアプローチ監査に関する事項
 - (5) 研究に係る倫理に関する事項
 - (6) その他内部監査の実施に関し必要と認める事項
- (監査計画書の作成)

第9条 委員長は、毎年度内部監査計画書を作成し、学長の承認を得るものとする。

(監査の通知・開始)

第10条 学長は、定期監査を実施するときは、あらかじめ実施される本学の構成員（本学の教職員等をいう。以下同じ。）に、委員会を通じて、監査を行う者の氏名、職名及び期日等を通知するものとする。

2 臨時監査は、事前に通知することなく監査することができるものとする。

3 委員会は、監査実施の開始に伴い、本学の構成員にその旨を告げ、関係者の立会いを求めるものとする。

(監査の権限)

第11条 委員会は、全ての部署、構成員に対し関係書類・帳簿の提出、事情の説明、その他監査に必要な事項の報告を求めることができる。

2 委員会は、必要に応じて、学外の関係先にその内容の照会又は事実の確認を行うことができる。

3 当該部署及び構成員は、誠実に協力しなければならない。

(監査結果の報告)

第12条 委員長は、監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、その結果を学長に報告するものとする。

(監査後の処置)

第13条 学長は、監査の結果を当該部署及び構成員に通知するとともに、必要に応じて改善計画の策定を求める。

2 改善計画の策定を求められた当該部署及び構成員は、改善計画の措置を記載した改善計画書を速やかに学長に提出し、承認を得た上で、改善計画を実施しなければならない。

(監査の事後確認)

第14条 委員長は、改善計画に基づき、その後の経過について、当該部署及び構成員に報告を求め、実施状況の確認をする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、委員会事務局において処理する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年2月18日から施行する。
- 2 中部大学競争的研究資金内部監査委員会内規（平成19年9月20日制定）は、廃止する。

附 則（2022年3月1日）

この規程は、2022年3月1日から施行する。